

空港の安全に関する情報
(令和5年度)

令和6年10月
国土交通省航空局

はじめに

国土交通省航空局は、国際民間航空条約第19附属書に従い、民間航空の安全監督を行う者として民間航空の安全のために講ずるべき対策等について網羅的に定めた「航空安全プログラム（SSP: State Safety Programme）」を策定（平成25年10月）しています。

この SSP を実効あるものとしていくため、具体的な実施施策等を整理し航空安全プログラム実施計画を定め、この中で安全情報の評価・分析を行い、当該情報を整理し公表するとしています。

本報告書は、令和5年度（令和5年4月～令和6年3月）に発生した、空港分野（空港施設・運用業務）に関わる安全情報及び空港等に対する安全監査実施状況をとりまとめたものです。

目 次

I.	国における航空安全の向上への取組	2
II.	安全に関わる情報	2
1.	報告対象とする事態	2
2.	報告発生状況	3
3.	安全上の支障を及ぼす事態報告一覧	6
III.	安全監査実施状況	14
1.	安全監査の種類と目的	14
2.	安全監査実施状況	14

資料集

I. 国における航空安全の向上への取組

[航空安全プログラム]

国際民間航空機関(ICOA)は、締結国が「State Safety Programme(SSP)」を導入することを国際標準としました。

これを受け、国土交通省航空局は、民間航空を監督するものとして、民間航空の安全のために、自らが講すべき対策を網羅的に定める規程として、「航空安全プログラム」(平成 25 年 10 月)を策定しました。

これらの施策の詳細等については、「航空安全プログラム」下記 URL を参照下さい。

http://www.mlit.go.jp/koku/koku_tk2_000005.html

II. 安全に関わる情報

空港施設・運用業務に起因する下記の事態が発生した際、空港管理者から安全情報として報告がなされます。

1. 報告対象とする事態

- (1) 航空法第76条第1項各号に規定する航空事故のうち、空港の設置管理者が管理する施設若しくは運用に起因する又は起因して発生したおそれのある事態。
- (2) 航空法第76条の2に規定する事態(重大インシデント)のうち、空港の設置管理者が管理する施設若しくは運用に起因する又は起因して発生したおそれのある事態。
- (3) 当該空港において発生した安全上の支障を及ぼす事態。
 - ① 制限区域内において、地上での作業又は地上の施設若しくは物件に起因する人の死傷、又は航空機が損傷した事態であって、以下に掲げるもの
 - ・ 旅客が死傷した事態
 - ・ 作業若しくは工事に従事する者が死亡・重傷を負った事態、又は負傷したことにより4日以上の休業となった事態
 - ・ 航空機と、空港施設、車両又はその他の物件等が衝突又は接触することにより航空機が損傷した事態
 - ② 空港の施設、設備、機器等の突発的な不具合や損傷により航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事態であって、以下に掲げるもの
 - ・ 滑走路又は誘導路(エプロン誘導路及びスポット誘導経路を含む)の舗装面が剥離、陥没、ひび割れ、隆起、轍掘れ、平坦性が損なわれた等があり、緊急補修実施等のため当該場所を実運用時間内に閉鎖した事態
 - ・ 制限区域内で使用する機材又は車両の突発的な不具合若しくは障害により、滑走路を実運用時間内に閉鎖した事態
 - ・ 消防用の機材又は車両の突発的な障害により、空港の消火能力が低下した事態
 - ・ 空港用地内の作業において空港施設等を誤って破損させ、当該施設が使用不能となった事態、又は復旧の不備等により当該施設が実運用時間内に使用不能となった事態
 - ③ 誤った操作、運用により航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事態であって、以下に掲げるもの
 - ・ 人若しくは車両が、管制機関等の進入許可が必要な区域に無許可で進入した、又は管制機関等との連絡体制を維持すべき状態において維持できなくなった事態
 - ・ 航空情報により閉鎖された区域に、航空機が誤って進入した事態
 - ・ 上記に定める事態のほか、誤った操作又は運用により安全基準を逸脱した事態
 - ④ 当該空港の設置管理者が管理する空港内的一般道路の構造や維持管理の不備に起因する事故により当該空港の利用者等に安全上の支障を及ぼした事態であって、以下に掲げるもの
 - ・ 舗装面の陥没又は冠水等若しくは管理上の不備に起因する事故により、人が死亡又は重傷を

負った事態

- 施設(橋梁等)の一部又は全部が破損したこと等に起因して、人が死亡又は重傷を負った事態

2. 報告発生状況

2. 1 空港の設置管理者が管理する施設若しくは運用に起因する又は起因して発生したおそれのある航空機事故・重大インシデントの発生件数

- (1) 航空事故 : 0 件
 (2) 重大インシデント : 0 件

2. 2 安全上の支障を及ぼす事態の発生件数

単位:件

	令和5年度												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
安全上の支障を及ぼす事態	7	9	11	9	21	9	6	9	6	10	10	8	115
制限区域内事故	2	3	7	7	7	4	4	4	3	4	3	8	56
施設・設備の破損	3	4	3		10	2		3	1	1			27
誤った操作・運用	2	2	1	2	4	3	2	2	2	5	7		32
空港道路の管理不備													0

2. 3 区分内訳別発生件数

- (1) 制限区域内において、地上での作業又は地上の施設若しくは物件に起因する人の死傷、又は航空機が損傷した事態

単位:件

	令和5年度												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
制限区域内事故	2	3	7	7	7	4	4	4	3	4	3	8	56
作業員の負傷	1	1	4	6	3	3	1	2	1	2	2	3	29
旅客の負傷			2	1		2		1	1	1		1	9
航空機の損傷	1		2	1	2	1	2	1	1	2	1	4	18

- (2) 空港の施設、設備、機器等の突発的な不具合や損傷により航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事態

単位:件

	令和5年度												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
施設・設備の破損	3	4	3		10	2		3	1	1			27
舗装破損	2	2	3		9	2			1				19
消化能力の低下								2					2
その他	1	2			1			1		1			6

- (3) 誤った操作、運用により航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事態

単位:件

	令和5年度												
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
誤った操作・運用	2	2	1	2	4	3	2	2	2	5	7		32
無許可進入			1	1	2	2	3	2	1	2	5	4	23
誤進入	1	1				2			1			3	8
基準逸脱	1												1

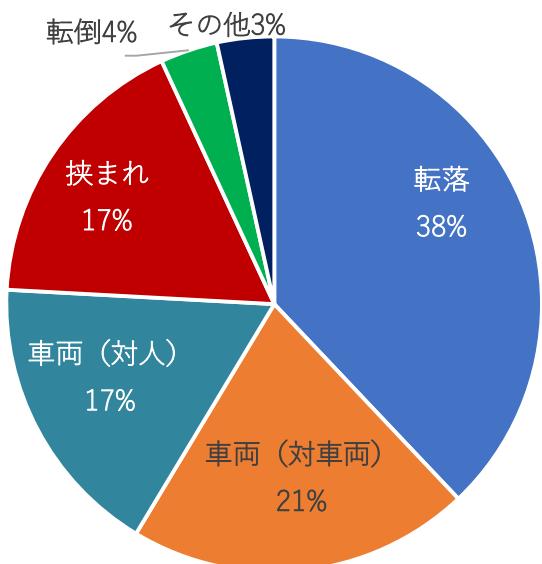
(4) 当該空港の設置管理者が管理する空港内的一般道路の構造や維持管理の不備に起因する事故により当該空港の利用者等に安全上の支障を及ぼした事態

- 令和5年度の発生はなかった。

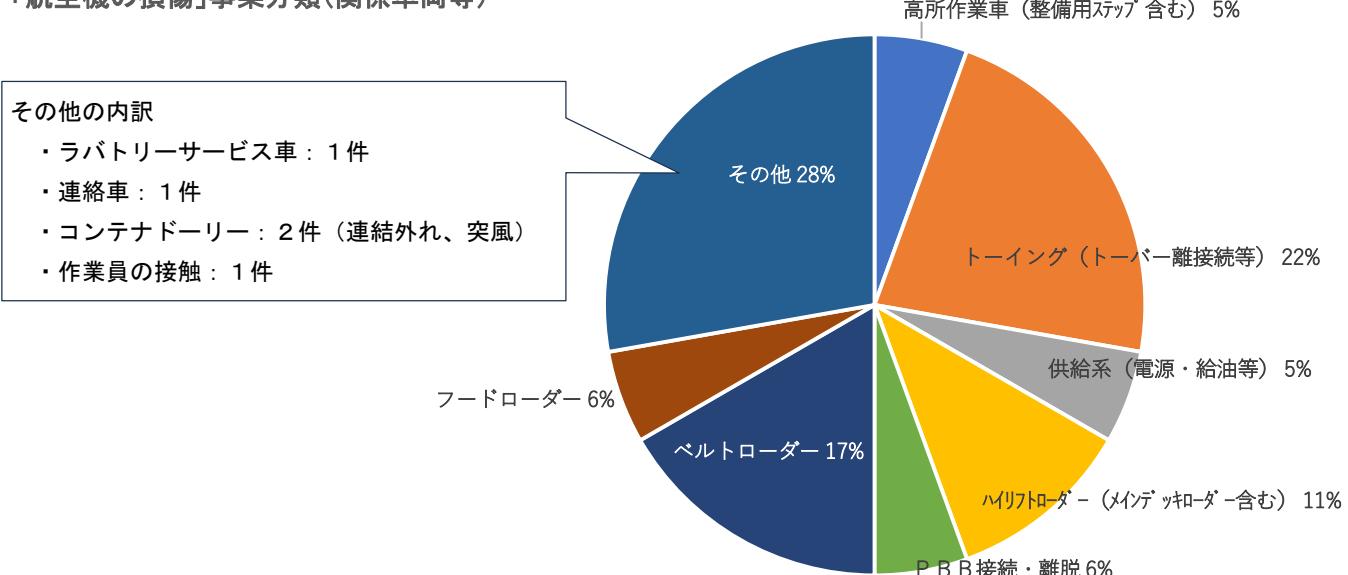
2. 4 区分内訳別発生原因・事案の傾向

制限区域内事故や無許可進入・誤進入事案の原因については、当事者の錯誤・失念によるエラーが多くみられる。

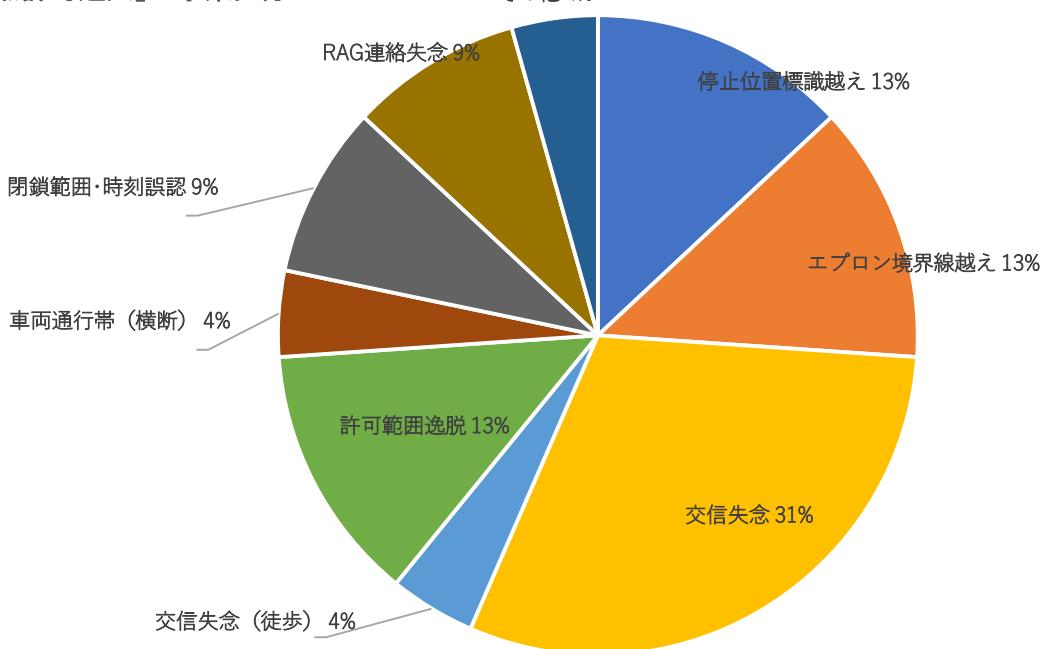
「作業員の負傷」の事案分類



「航空機の損傷」事案分類(関係車両等)



「無許可進入」の事案区分



無許可進入に至った状況を分類

- 停止位置標識越え：停止位置標識を越えて（滑走路側へ）進入
- エプロン境界線越え：エプロン境界線を越えて进入
- 交信失念：許可のための交信をせず进入
- 交信失念（歩行）：歩行により进入したもの。
- 許可範囲逸脱：交信はしたが、許可範囲を超えて进入
- 車両通行帯（横断）：横断通路の誤認により进入
- 閉鎖範囲・時刻誤認：閉鎖されている範囲・時刻を誤認して进入
- RAG 連絡失念：対空センターへ連絡無く、走行区域へ进入

3. 安全上の支障を及ぼす事態報告一覧

(1) 制限区域内において、地上での作業又は地上の施設若しくは物件に起因する人の死傷、又は航空機が損傷した事態

① 作業若しくは工事に従事する者が負傷したことにより4日以上の休業となった事態

番号	発生日	報告機関	発生場所	事態の概要
1	4月20日	大阪国際空港	滑走路	工事において、ダンプカーの荷台から昇降梯子を使用して降りる際、足を滑らせて落下し、負傷した。
2	5月23日	成田国際空港	車両通行帯	連絡車で走行中、車内にあった書類に目を落としてしまい前方不注意となり、スポット内に置かれたバルクカートに追突し付近の作業中の作業員が負傷した。
3	6月2日	成田国際空港	エプロン	駐機中の航空機エンジンを整備作業中、作業用ステップから足を滑らせ転倒し負傷した。
4	6月3日	関西国際空港	エプロン	地上作業員がコンテナドーリーの連結を外す作業をしていた際、トeingトラクターの運転手がトラクターを発進させたため、当該作業員がドーリーに左足を挟まれ負傷した。
5	6月22日	成田国際空港	その他	大型医療器材搬送車の車載品点検を実施していた空港消防職員が車両左側面扉の階段上部に設置した足場台から誤って地面に転落し負傷した。
6	6月28日	関西国際空港	車両通行帯	車両通行帯脇よりトeingトラクターを発進させた際、後方から進行していた自転車と接触し、自転車の運転者が負傷した。
7	7月6日	関西国際空港	エプロン	コンテナをパレットドーリーからハイリフトラーダーへ移送作業中、作業員の退避確認をしないまま、ストッパーを操作したため、他の作業員がストッパーの空洞部に指を挟まれ負傷した。
8	7月7日	成田国際空港	エプロン	コンテナドーリーを連結する際、連結ピンが接続部から抜けず、ドーリートバー先端部と連結ピンの間に手を挟み負傷した。
9	7月12日	福岡空港 奈多 HP	エプロン	回転翼機を格納庫へ搬入するため、スキッドの下に台車を装着し、移動し始めた際、整備士が内輪差によりタイヤに右足を轡かれて負傷した。
10	7月14日	那覇空港	車両通行帯	車両通行帯を走行中、業務無線の内容を聞き取ろうとスピーカ兼マイクに耳を傾け近づけようとした際、ハンドル操作を誤り停車中の他車両等に衝突し負傷した。
11	7月21日	東京国際空港	エプロン	コンテナドーリーの連結部分を跨いで渡ろうとしたところ、当該コンテナドーリーを牽引していた牽引車が発進したため転倒し負傷した。
12	7月25日	北九州空港	エプロン	メインデッキローダーの作業前点検のため車両の手摺で運転席に登っている際、手摺から手が滑り転落し負傷した。
13	8月2日	成田国際空港	エプロン	パレットドーリーを停車させる際、停止していた別のパレットドーリーに接触した反動で同ドーリーが動き、付近で作業中の作業員に接触し、負傷した。
14	8月9日	東京ヘリポート	消防車庫	消防車を車庫入れする際、誘導していた職員が車庫入口の柱と車両の間に挟まれ負傷し、その後、死亡が確認された。
15	8月23日	東京国際空港	エプロン	機内清掃作業のためスポットへ向け連絡車で走行中、車両通路を逸脱し、駐車していた他の車両に衝突し、当該連絡車に乗車していた作業員が負傷した。

16	9月4日	成田国際空港	エプロン	作業員が ASU(エアスター ユニット) 器材を移動するため、ASU のトーバーを降ろす際、転倒し、降ろしたトーバーの連結部分と地面に右手を挟み、負傷した。
17	9月22日	成田国際空港	エプロン	作業員が機内貨物室内で降載作業中、カーゴドア入口の淵に左足がとられ後方にバランスを崩し転倒し、機内貨物室から地上に転落し負傷した。
18	9月30日	成田国際空港	エプロン	作業員がスポットに停車させたトーリングトラクターの後部の窓ガラスを拭いていた際、誤って転落し負傷した。
19	10月3日	旭川空港	エプロン	作業者が防除氷用車両の整備作業を終え、備え付けの梯子を使って降りる際、左手が届かず足場板を掴み損ね転落し、負傷した。
20	11月1日	東京国際空港	エプロン	車両通路を走行中、わき見により対向車線にはみ出し他の車両と接触し、当該車両の同乗者及び他の車両の運転手が負傷した。
21	11月14日	東京国際空港	エプロン	連絡車が車両通路を走行中、運転操作を誤り停止していたトーリングトラクターに衝突し、連絡車に同乗していた6名が負傷した。
22	12月16日	東京国際空港	その他	工事作業員が、待機場所から作業箇所へ移動する際、草で足を滑らせ、側溝へ転落し負傷した。
23	1月8日	関西国際空港	エプロン	作業員が、トーリングトラクターにてパレットドーリーをけん引した際、当該パレットドーリーの左側にいた他の作業員に接触し負傷した。
24	1月28日	中部国際空港	エプロン	作業員が、機体にエアコンホースを接続するため作業用ステップで作業をした際、踏み台の上でバランスを崩し、倒れて負傷した。
25	2月2日	関西国際空港	エプロン	作業員が、他の作業員とコンテナドーリーを人力で移動した際、ドーリーのトーバーとバルクカートの間に左腕を挟み、負傷した。
26	2月20日	新千歳空港	エプロン	作業員が給水車から降りる際、ステップから足を踏み外して転落し、負傷した。
27	3月4日	福岡空港	エプロン	作業員2名が後方貨物室ドアを閉めようとした際、作業員のうちの1名が、作業用ステップから足を踏み外して転落し、負傷した。
28	3月8日	松山空港	その他	作業員が電源車両をジャッキアップして整備していた際、車輪が枕木から後方に転がり落ち、車両下部に進入していた作業員が負傷した。
29	3月26日	広島空港	エプロン	作業員が旅客搭乗橋の離脱作業に向かうため、航空機牽引車と航空機が接続されたトーバーを跨いだ際、足をひっかけて転倒し負傷した。

② 旅客の負傷

番号	発生日	報告機関	発生場所	事態の概要
1	5月11日	東京国際空港	エプロン	カーゴトラックが車両置場に駐車するため、対向車線にはみ出す形で前進し、対向車線を走行するランプバスの前方に飛び出したため、ランプバスが急ブレーキをかけ停止した。その際、ランプバスに乗車中の旅客が転倒し負傷した。
2	5月13日	那覇空港	エプロン	ランプバスを運転中、警告音「パーキングブレーキを引いて下さい」が鳴動したため、運転者は誤作動と思い、警告音を消すためパーキングブレーキレバーを小刻みに動かしたところ、エアブレーキが作動して急減速したため、乗車していた旅客が転倒等し負傷した。
3	6月25日	東京国際空港	エプロン	パッセンジャーステップを使用して旅客が降機する際、旅客がステップを踏み外して転倒し負傷した。
4	8月1日	東京国際空港	エプロン	旅客が機体から降り、リムジンバスに乗り換える際、リムジンバスの段差に足を引っかけ負傷した。

5	8月2日	丘珠空港	エプロン	旅客が機体後方ドアのステップから降機後、バランスを崩して転倒し負傷した。
6	10月13日	中部国際空港	エプロン	旅客がパッセンジャーステップから降機する際、転倒し負傷した。
7	11月23日	東京国際空港	エプロン	旅客がパッセンジャーステップから降機する際、転倒し負傷した。
8	12月1日	東京国際空港	エプロン	旅客がパッセンジャーステップから降機する際、階段を踏み外し転倒し、当該旅客を助けるために他の旅客が手を差し伸べたが、その旅客も転倒し、階段から転落して負傷した。
9	3月16日	東京国際空港	エプロン	旅客がパッセンジャーステップから降機する際、転倒し負傷した。

③ 航空機と、空港施設、車両又はその物件等が衝突又は接触することにより航空機が損傷した事態

番号	発生日	報告機関	発生場所	事態の概要
1	4月16日	中部国際空港	エプロン	ベルトローダー車を離脱させるため後方にあった燃料給油車を避け、後退させている際にエンジンカウルに接触し、航空機を損傷させた。
2	6月17日	成田国際空港	エプロン	格納庫からB787-8型機をスポットまでのトーニング作業中、スポットの停止位置を誤ってB787-9型機の位置に停止させたため、旅客搭乗橋に左エンジンを接触し、機体が損傷した。
3	6月28日	東京国際空港	エプロン	機体を牽引によりエンジン試運転場に駐機する際、機体が機軸線から大きくなれたため機軸修正を繰り返していたところ、航空機の左水平尾翼をエンジン試運転場の後方のプラストフェンスに接触させ、機体が損傷した。
4	7月20日	那覇空港	エプロン	ベルトローダー車を航空機の機体に接続した搭載貨物の取り卸し作業中、一時的に作業員が降車した際、無人となったベルトローダーが動き出し航空機に接触し損傷させた。
5	8月24日	成田国際空港	エプロン	貨物の降載作業において、ハイリフトローダーを上昇させた際、機体下部前方貨物室ドアに接触させ、機体が損傷した。
6	発生日不明	東京国際空港	エプロン	到着空港における機体点検の際、左エンジン上部に損傷が確認された。出発空港で使用した旅客搭乗橋を確認したところ、傷及び金属片の付着が発見され、金属片の成分分析の結果、当該機のエンジンカウル材質と一致した。
7	9月22日	那覇空港	エプロン	作業員が、航空機と電源ケーブルが接続した状態であった車両を発進したため、機体の電源ケーブル接続部分を破損させた。
8	10月4日	東京国際空港	エプロン	機体を牽引させた際、左翼前方に残置された作業用ステップと接触させ機体が損傷した。
9	10月9日	成田国際空港	エプロン	機内食搭降載作業の際、機体ドア下部に機内食搬送車両を接触させ機体が損傷した。
10	11月30日	岡山空港	エプロン	汚水車を後退させ機体に接近する際に、機体に接触し、機体を損傷させた。
11	12月9日	東京国際空港	エプロン	高所作業車を駐機中の航空機右翼前方に停車させるため後退した際、作業台の左後方が右エンジンに接触させ機体が損傷した。
12	1月4日	東京国際空港	エプロン	機内清掃作業のため、スポット内を走行していた連絡車両が、駐機中の航空機の右翼端に接触し、機体が損傷した。
13	1月16日	新千歳空港	エプロン	出発機を駐機場からプッシュバック(航空機牽引車による押し出し)した機体の左主翼先端部が、隣接スポットに駐機していた航空機の右水平尾翼等に接触し、航空機が損傷した。

14	2月20日	那覇空港	エプロン	貨物搭載作業において、ベルトローダーを機体装着させる際、貨物室開口部縁に接触させ、機体が損傷した。
15	3月4日	成田国際空港	エプロン	ハイリフトローダーのブリッジを機体に装着する際、ブレーキとアクセルを踏み間違え、機体に接触し損傷させた。
16	3月6日	成田国際空港	エプロン	ハイリフトローダーにコンテナドーリーを接車させようとした際、連結した空のコンテナドーリーが外れ、機体のノーズギアのホイールに接触し、機体が損傷した。
17	3月15日	福岡空港	エプロン	出発機のチョークを外すため、作業員が胴体下部をくぐり抜けた際、機体アンテナ部に当該作業員の頭部を接触させ、アンテナが損傷した。
18	3月18日	成田国際空港	エプロン	空のコンテナを載せたドーリーが、強風により押し出され駐機中の機体に接触し損傷した。

(2) 空港の施設、設備、機器等の突発的な不具合や損傷により航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事態

- ① 滑走路又は誘導路の舗装面が剥離、陥没、ひび割れ、隆起、轍掘れ、平坦性が損なわれた等があり、緊急補修実施等のため当該場所を実運用時間内に閉鎖した事態

番号	発生日	報告機関	発生場所	事態の概要
1	4月5日	福岡空港	誘導路	定時点検中に、A4 誘導路で舗装破損が発見され、補修等のため施設を閉鎖。
2	4月9日	新千歳空港	誘導路	管制塔からの報告にて D8 誘導路で舗装破損が発見され、補修等のため施設を閉鎖。
3	5月11日	福岡空港	誘導路	定時点検中に、A4 誘導路で舗装破損が発見され、補修等のため施設を閉鎖。
4	5月29日	旭川空港	誘導路	舗装路面調査中に、T-2 誘導路で舗装破損が発見され、清掃等のため施設を閉鎖。
5	6月4日	羽田空港	誘導路	パイロットレポートにより、A 誘導路(J 交差部)で舗装破損が発見され、補修等のため施設を閉鎖。
6	6月4日	成田国際空港	誘導路	パイロットレポートにより、B6 誘導路(K 誘導路交差部)で舗装破損が発見され、補修等のため施設を閉鎖。
7	6月8日	釧路空港	誘導路	定時点検にて、T2 誘導路で舗装の不具合が発見され、運用上支障がある可能性があるため施設を閉鎖。
8	8月7日	東京国際空港	誘導路	パイロットレポートにより、A 誘導路(A14 交差部)で舗装破損が発見され、補修等のため施設を閉鎖。
9	8月8日	東京国際空港	誘導路	パイロットレポートにより、G 誘導路(H1～H2 間)で舗装破損が発見され、補修等のため施設を閉鎖。
10	8月14日	東京国際空港	誘導路	パイロットレポートにより、S 誘導路で舗装破損が発見され、補修等のため施設を閉鎖。

11	8月15日	東京国際空港	誘導路	運航情報官からの報告にてG誘導路(H1～H2間)で舗装破損が発見され、補修等のため施設を閉鎖。
12	8月15日	東京国際空港	誘導路	パイロットレポートにより、J誘導路(A～W間)で舗装破損が発見され、補修等のため施設を閉鎖。
13	8月17日	東京国際空港	誘導路	パイロットレポートにより、A誘導路(W6～W9間)で舗装破損が発見され、補修等のため施設を閉鎖。
14	8月17日	東京国際空港	誘導路	パイロットレポートにより、G誘導路(H1～H2間)で舗装破損が発見され、補修等のため施設を閉鎖。
15	8月21日	東京国際空港	誘導路	運航情報官からの報告にてA誘導路(G-H間)で舗装破損が発見され、補修等のため施設を閉鎖。
16	8月29日	東京国際空港	誘導路	運航情報官からの報告にてC誘導路(H交差部)で舗装破損が発見され、補修等のため施設を閉鎖。
17	9月8日	成田国際空港	誘導路	パイロットレポートにより、K誘導路(S3誘導路交差部付近)で目地板の突出が発見され、緊急措置のため施設を閉鎖。
18	9月27日	下地島空港	滑走路	定時点検にて、滑走路で舗装破損が発見され、補修等のため施設を閉鎖。
19	12月8日	新千歳空港	誘導路	定時点検にて、H-6(J誘導路交差部)で舗装破損が発見され、補修等のため施設を閉鎖。

② 消防用の機材又は車両の突発的な障害により、空港の消火能力が低下した事態

番号	発生日	報告機関	発生場所	事態の概要
1	11月16日	喜界空港	その他	化学消防車の故障による消火能力の低下 (カテゴリーダウン 4→3)
2	11月17日	久米島空港	その他	化学消防車の故障による消火能力の低下 (カテゴリーダウン 7→4)

③ 制限区域内で使用する機材又は車両の突発的な不具合若しくは障害により、滑走路を実運用時間内に閉鎖した事態

④ 空港用地内の作業において空港施設等を誤って破損させ、当該施設が使用不能となった事態、又は復旧の不備等により当該施設が実運用時間内に使用不能となった事態

番号	発生日	報告機関	発生場所	事態の概要
1	4月24日	山形空港	滑走路	着陸帯の火災による滑走路閉鎖。
2	5月10日	鳥取空港	滑走路	航空機事故初動対応訓練にて、化学消防車が滑走路上で故障し移動不可能となり、滑走路閉鎖。
3	5月21日	中部国際空港	エプロン	トeingトラクターのブレーキ故障を感じ、当該車両を飛び降りたため旅客搭乗橋に接触破損し、大型機材が使用不能。

4	8月25日	新千歳空港	滑走路	滑走路液状化対策工事にて、浸透固化薬液作業中に滑走路が隆起し、滑走路閉鎖。
5	11月14日	新石垣空港	滑走路 (着陸帯)	夜間作業時に重機が故障、移動不可能となり、当該重機が転移表面を抵触したため、離脱するまでの間、滑走路を閉鎖。
6	1月26日	新千歳空港	滑走路	滑走路の路面状態を点検中の車両が、着陸機に伴い、閉鎖中の誘導路に一時的に退避した際、積雪により誘導路入り口で自走不能となり、滑走路を閉鎖。

(3) 誤った操作、運用により航空機の正常な運航に安全上の支障を及ぼす事態

- ① 人若しくは車両が、管制機関等の進入許可が必要な区域に無許可で進入した、又は管制機関等との連絡体制を維持すべき状態において維持できなくなった事態

番号	発生日	報告機関	発生場所	事態の概要
1	5月5日	東京国際空港	滑走路	航空機牽引車両が航空機をけん引し誘導路を走行中、管制官からの指示経路を誤認し、許可を得ずに他の誘導路から滑走路に進入した。
2	6月8日	福井空港	滑走路	滑走路点検において、事前に対空センターへ電話連絡することを失念し、許可を得ず滑走路に進入した。
3	7月15日	福岡空港	誘導路	場内施設点検に入る際、管制塔から「待機」を指示されたものの、許可を得たと誤認し誘導路へ進入した。
4	7月18日	釧路空港	誘導路	工事業者が誘導路で作業中、許可を得ず、徒歩により誘導路の停止位置標識を跨いで滑走路側に進入した。
5	8月9日	鹿児島空港	滑走路	工事業者が、台風による運航便の欠航により運用時間も終了と誤認し、許可を得ずに誘導路から滑走路に進入した
6	8月21日	中部国際空港	誘導路	作業員が、管制塔に閉鎖区域への進入許可を得て誤進入防止対策の資材(カラーコーン等)を設置する作業を実施した際に、設置箇所を誤認し、許可されていない誘導路に進入した。
7	9月5日	中部国際空港	誘導路	空港管理者が、車両により定時点検中、管制官の許可を得ず、誘導路に進入した。
8	9月11日	中部国際空港	エプロン	作業員が、サービスレーンを使用すべきところ、管制官の許可を得ず、スポット後方からスポット誘導経路を横断した。
9	9月26日	旭川空港	誘導路	工事作業員が、誤進入防止のために設置した目印に気づかず、許可を得ず、誘導路の停止位置標識を超えて滑走路側に進入した。
10	10月1日	那覇空港	誘導路	空港管理者が、点検中、管制官の許可を得ず、誘導路の停止位置標識を越えて滑走路側に進入した。
11	10月20日	種子島空港	滑走路	空港施設見学のためマイクロバスに空港管理者の同乗のもと制限区域内の入場し走路へ向かう際、飛行援助センターに許可を得ず、誘導路から滑走路に進入した。
12	11月30日	神戸空港	誘導路	工事事業者が、運用時間延長が発生していることを把握せず、許可を得ず誘導路に進入した。
13	12月2日	南紀白浜空港	滑走路	空港消防車が、車載無線で管制塔に滑走路進入許可を求め、応答・許可がないにも関わらず滑走路に進入した。
14	12月14日	高松空港	誘導路	消防車両が、点検のため誘導路に進入する際に、管制塔の許可を得ずに誘導路に進入した。

15	1月4日	帯広空港	誘導路	警備車両が場周道路を走行中、管制官の許可を得ずに誘導路を横断した。
16	1月11日	関西国際空港	誘導路	誘導路上に航空機を牽引するため停止していた航空機牽引車に向かっていた作業員が、管制官からの許可を得ず、徒步で誘導路に進入した。
17	1月16日	神戸空港	エプロン	測量作業中の作業員が、管制官の許可を得ずにエプロン誘導路に進入した。
18	1月20日	那覇空港	エプロン	出発機に整備措置が発生したため、整備士が機体に向かう際、管制官の許可を得ずにスポット誘導経路に進入した。
19	1月25日	関西国際空港	エプロン	作業員が到着機の停止位置を確認する際、管制官の許可を得ずエプロン誘導路に進入した。
20	2月1日	福井空港	滑走路	空港管理者が滑走路点検の際、対空センターに報告することを失念し、許可を得ずに誘導路及び滑走路に進入した。
21	2月5日	広島空港	その他	空港維持車両が管制官の許可を得ずにILS制限区域に進入した。
22	2月15日	山形空港	その他	作業車両が場周道路を走行中、管制塔の許可を得ず、回転翼機の離着陸のため制限する区域に進入した。
23	2月17日	東京国際空港	誘導路	連絡車両が誤った車両通行帯に進入してしまったため転回しようとした際、管制官の許可を受けずに誘導路へ進入した。

② 航空情報により閉鎖された区域に、航空機が誤って進入した事態

番号	発生日	報告機関	発生場所	事態の概要
1	4月17日	東京国際空港	誘導路	到着機がスポットへ向かう際、管制官からの指示経路を誤認し、閉鎖中の誘導路に進入した。
2	5月21日	東京国際空港	滑走路	出発機が滑走路に向かう際、管制官からの指示経路を誤認し、閉鎖中の滑走路に進入した。
3	8月8日	東京国際空港	誘導路	到着機がスポットへ向かう際、管制官からの指示経路を誤認し、閉鎖中の誘導路に進入した。
4	8月8日	東京国際空港	誘導路	到着機がスポットへ向かう際、管制官からの指示経路を誤認し、閉鎖中の誘導路に進入した。
5	11月20日	東京国際空港	誘導路	到着機がスポットへ向かう際、管制官の次の経路指示が遅れたため、閉鎖中の誘導路に進入した。
6	2月23日	東京国際空港	誘導路	出発機が滑走路に向かうため走行中、管制官からの指示経路を誤認し、閉鎖中の誘導路に進入した。
7	2月26日	東京国際空港	誘導路	到着機がスポットへ向かう際、管制官からの指示経路を誤認し、閉鎖中の誘導路に進入した。
8	2月28日	東京国際空港	誘導路	到着機がスポットへ向かう際、管制官からの指示経路を誤認し、閉鎖中の誘導路に進入した。

③ 誤った操作又は運用により安全基準を逸脱した事態

番号	発生日	報告機関	発生場所	事態の概要
1	4月11日	但馬空港	滑走路シヨルダーザ付近の着陸帯	滑走路シヨルダーザ付近の着陸帯で作業中の車両等を失念したまま、離陸に必要な情報を提供し、出発機が離陸した。

(4) 当該空港の設置管理者が管理する空港内の一般道路の構造や維持管理の不備に起因する事故により当該空港の利用者等に安全上の支障を及ぼした事態

番号	発生日	報告機関	発生場所	事態の概要
				事案発生なし

III. 安全監査実施状況

1. 安全監査の種類と目的

(1) 定期検査

航空法第47条に基づき航空法施行規則第92条で規定する機能確保基準に従い、空港施設・運用業務の適切な遂行の確保を目的に実施する立入検査。定期検査は3年に1回（公用ヘリポートは6年に1回）を標準とする。

(2) SMS監査

安全に係るリスクの管理状況など、安全管理システムに限って、その適切な遂行の確保を目的に実施する立入検査。SMS監査は大規模空港を対象に3年に1回を標準とする。

2. 安全監査実施状況

(1) 安全監査実施数

令和5年度	大規模空港	国等管理空港	地方等管理空港	公用用 ヘリポート	計
定期検査	3	8	22	0	33
SMS監査	3	-	-	-	3

(2) 不適切事項

安全監査において、航空法（同施行令及び施行規則を含む）に明示された基準等に適合していない、または航空法に基づき策定した指針や関係基準等に適合していないと認められた事項。

不適切事項が確認された場合、空港管理者は、一定期間内に不適切事項を改善するための計画を策定し、提出する必要がある。

① 安全監査における不適切事項の数

令和5年度	大規模空港	国等管理空港	地方等管理空港	公用用 ヘリポート	計
定期検査で確認された不適切事項数	0	2	4	0	6

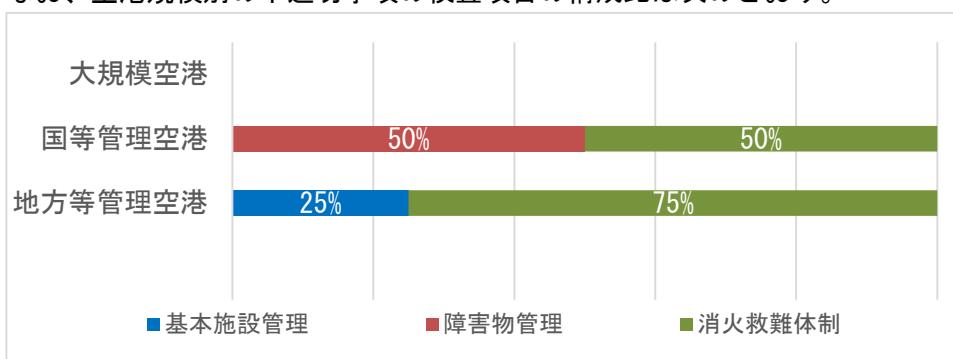
※ 令和5年度に実施した安全監査において不適切事項が確認されたのは定期検査のみであった。

② 不適切事項の内訳

不適切事項6件(33)について、大規模空港で0件(3)、国等管理空港で2件(8)、地方等管理空港で4件(22)が確認されている。

(括弧内は実施した定期検査の数。)

なお、空港規模別の不適切事項の検査項目の構成比は次のとおり。



③ 検査項目と主な検査内容

検査対象となる検査項目と主な内容は、以下の表のとおり。

(表中の「空港機能管理規程」は、航空法の機能確保基準に従って空港の管理を適切に行うために、空港管理者が定める空港の管理運用を行うための規程)

検査項目	検査内容(主なもの)
総 則	空港機能管理規程の管理状況 等
基本施設管理	基本施設の管理状況、維持管理・更新計画 等
障害物管理	制限表面の監視、新たな開発の監視 等
消防救難体制	消防救難体制の整備、空港緊急時対応計画 等
危険物・高圧ガス管理	危険物の貯蔵・取扱・運搬、高圧ガスの取扱 等
空港運用業務	制限区域立入り・車両使用の取扱 等
安全管理システム	安全管理体制、定期的な安全教育 等

資料集